郡山市公金の債券運用取扱要項

地方自治法第235条の4第1項並びに第2項及び第241条第2項の規定により、 公金を確実かつ効率的に管理するため、債券の運用に関する基本事項を定める。

第1 (公金の種類)

この要項において公金とは、歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金をいう。

第2 (購入の依頼)

基金に属する現金については、基金管理権者は、自ら決定した運用方針に 基づき、債券の購入をしようとするときは、債券購入依頼書(別紙)により、 会計管理者にその依頼をしなければならない。

第3 (購入条件)

会計管理者は、債券を購入するときは、次の要件を満たすもののなかから 選択するものとする。

- (1) 元本の償還が確実な国債、地方債、政府保証債、地方公共団体金融機構 債又は財投機関債(金融庁に登録を受けた信用格付け会社において、国債 と同等の格付をされているものに限る。) であること。
- (2) 歳計現金及び歳入歳出外現金の運用に当たっては、国庫短期債券などの 短期間で運用できる債券であること。
- (3) 基金に属する現金については、取得後10年以内に償還期限が到来すること。
- (4) 原則として、経過利息を含めた購入時の払込金額の総額(以下「取得価格」という。)が額面価格以下であること。ただし、金融市場等の状況により額面価格以下での購入が困難な場合は、満期償還時までの受取利息の総額が額面価格と取得価格の差額を上回ること。

第4 (購入額及び単位)

購入額は1000万円以上とし、100万円を単位とする。

第5 (購入方法)

原則として、指名競争入札の方法により購入するものとする。ただし、会計管理者が随意契約により購入することが有利であると認める場合は、この限りではない。

第6 (入札参加者の要件)

入札に参加させることのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たし、かつ(3)及び(4)のいずれの要件も満たす証券会社及び金融機関とする。

- (1) 福島県内に店舗等を有していること。
- (2) 郡山市公金預金取扱要項の別表第1 (第6関係) に規定する第一基準値 (投資適格水準) の信用格付けを受けていること。
- (3) 入札日前3か月以内に金融庁から金融商品取引法第52条に規定する処分を受けていないこと。
- (4) 会計管理者が適当と認める者であること。

第7 (保有期間)

元本償還の確実性を確保するため、取得した債券は、原則として当該債券の満期償還日まで保有するものとする。ただし、次に掲げる場合に限り、運用中の債券の売却を行うことができるものとする。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を確実に向上させるため、当該債券の入れ 替えを行う場合

第8 (その他)

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要項は、平成14年3月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成17年10月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成18年2月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成20年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、平成24年4月1日から適用する。 附 則
- この要項は、令和6年8月8日から適用する。 附 則
- この要項は、令和6年10月1日から適用する。 附 則
- この要項は、令和7年5月19日から適用する。

債 券 購 入 依 頼 書

年 月 日

会 計 管 理 者 (会計課 扱い)

(基金管理権者の職)

基金に属する現金の一部について債券運用をすることとしたので、下記の条件により債券の購入をお願いします。

記

基	金		の	名	称									
基	金	の	現	在	高	1	現	金					円	(預 金 総 額)
(4	中回與	 青入	依頼	日現	在)	2	債	券					円	(現在額総額)
						[2	額面金	金額]					円	(額面金額総額)
						計	(1)	+2)					- 円	
債	券	購	入 う	5 定	額								円	
償還	還期 日	指	定希	望の	有無	有	(年	月	月)	•	<u>無</u>	
		$\overline{\int}$												
運	,	用	其	月	間	a.			年以内]				
						b.			年以上	:		丰以卢		
						с.			年					